成年後見制度Q&A

申立てについて

Q1　申立て人になることができる「4 親等内の親族」ってどこまで？

A　ご本人から見て、次の方々が四親等内の親族にあたります。
親・子・兄弟姉妹・祖父母・孫・ひ孫　　叔父・叔母・甥・姪・いとこ
配偶者の親・子・兄弟姉妹

Q2　申立てにお金はかかるの？

A　以下の費用がかかります。
〇申し立て手数料　　1 件につき 800 円分の収入印紙
〇送付費用(郵便切手)
〇裁判所への登記料　　2600 円分の収入印紙
〇医師の診断書　　5000 円～10000 円
〇本人の戸籍謄本　数百円/部
〇住民票　数百円/部
〇鑑定料(鑑定を行う場合)　　５万円～10 万円
※費用支払いに不安のある方については、市町村による助成を受けられる場合があります。
申立てに必要な手続き費用にご心配がある方は、京極町社会福祉協議会までお問合せ下さい。

Q3　申立てから後見人等が選任されるまでの期間は？

A　　個々のケースによって状況は様々ですが、４か月以内のケースが多くなっています。

Q4　申立てのための書類はどうやって集めるの？

A　　家庭裁判所のホームページ等にて書式および記載例を掲載しています。
また、申立て書類作成に関する支援を受けられる場合もありますので、詳しくは京極町社会福祉協議会までお尋ねください。

成年後見人について

Q1　どんなことをしてくれる人？

A　次のような役割があります。
ご本人の元への定期的な訪問、入退院や施設入退所時の契約手続き、福祉サービスの利用契約、介護保険等申請手続き、ご本人の通帳や印鑑の保管、医療費や施設料の支払い、不利益となる契約を結んだ場合の契約取り消しなどを行います。

Q2　何でもしてくれるの？

A　できないこともあります。介護や家事などの行為、手術など医療行為への同意、入院・入所・入居時の身元保証人になることができません。

Q3　成年後見人の任期はいつまで？

A　通常は、ご本人の判断能力が回復したとき、亡くなるまで成年後見人等としての役目を果たします。申立てのきっかけとなる出来事を解決して終わりというわけではありません。

成年後見制度に関するお問い合わせ・相談窓口

京極町役場　健康推進課	虻田郡京極町字京極５２７ TEL　0136-42-2111	月～金(祝祭日除く) ８時 45 分～17 時 30 分
京極町地域包括支援センター	虻田郡京極町字三崎 68 番地 TEL　0136-55-8615	月～金(祝祭日除く) ８時 45 分～17 時 30 分
京極町社会福祉協議会	虻田郡京極町字三崎 68 番地 TEL　0136-42-3681	月～金(祝祭日除く) ８時 45 分～17 時 30 分
日本司法支援センター 法テラス札幌	札幌市中央区北１条西９丁目 3-1 南大通ビル N1　１階 TEL　0570-078374	平日９時 00 分～21 時 00 分 土曜９時 00 分～17 時 00 分
リーガルサポートさっぽろ	札幌市中央区大通西 13 丁目４番地 中菱ビル６階　札幌司法書士会内 TEL　011-280-7077(相談専用)	月～金(祝祭日除く) 12 時 00 分～15 時 00 分
しりべし弁護士相談センター	岩内郡岩内町字高台 84 番地の３ TEL　0135-62-8373	月～金(祝祭日除く) 10 時 00 分～12 時 00 分 13 時 00 分～16 時 00 分